

教育活動等におけるマスクの着用について

令和4年5月30日

保護者様

大阪市立田辺中学校
校長 藤本 瞳子

教育活動等におけるマスクの着用について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、教育活動等におけるマスクの着用につきましては、これまで周知させていただいておりましたが、国の方針等を踏まえ、次のとおり改めて教育委員会より通知がありました。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、今後夏季を迎える場合、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高くなることが予想されることから、マスク着用の取り扱いにつきまして、よろしくご理解ご協力をお願い申しあげます。

1 運動時について

(1) 体育の授業について

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離(2メートル以上)がとれない状況で、十分な呼吸ができないくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

運動会・体育大会についても体育の授業と同様の取り扱いとすること。

(2) 部活動について

上記(1)の体育の授業における取り扱いに準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応すること。特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること。

- ・ 活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共有エリアの利用時
- ・ 部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時

2 登下校時について

熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。

その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導すること。

3 休憩時間等について

休憩時間における運動遊び(例：鬼ごっこなど密にならない外遊び)においては、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はない。

屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等(例：自然観察、写生活動等)においては、他者との距離が確保できなくてもマスクを着用する必要はない。

4 その他

上記1から3の各場面において生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しては適切に配慮を行うこと。